

消費税率 0%と非課税

衆議院選挙で食品の消費税率 0%が諸政党の公約にあげられました。このことについてメディアで消費税率 0%と非課税の区別が意識されずに議論されていることに危うさを感じます。特に現在消費税率 0%は輸出企業に適応され、非課税は保険診療に適応されていることから医療業界にとっても要注意です。

1) 10%の消費税から説明します。図 1

消費者に売られる食品以外の国内取引には消費税が 10%課せられます。最終販売業者は消費者から 10%の消費税を受け取りますが、商品の仕入れの際に 10%の消費税を支払っていますので[消費者から受け取った消費税から仕入れにかかった消費税を差し引いた金額(仕入税額控除後の金額)]=[税抜販売価格と税抜仕入れ価格の差(付加価値)の 10%]を消費税として政府に納めます。

そして、仕入税額の総額はそれぞれの納入業者が政府に納めていますので、消費者が買った商品の 10%が消費税として政府の歳入になります。

2) 消費税が 0%の場合です。図 2

国内の輸出業者は材料を国内で仕入れるときに 10%の消費税をそれぞれの納入業者に支払っています。ところが、輸出業者は外国の輸入業者から 10%の消費税を受け取れません。そこで、国内取引の時と同様に仕入税額控除が適応されます。つまり、仕入れにかかった消費税の総額(納入業者が支払った消費税の総額)が輸出企業に還付されます。

仕入税額の総額はそれぞれの納入業者が政府に納めていますが、それは政府の言う社会保障の財源としては使われず、すべて輸出業者に還付されます。ただし、納入業者は輸出業者から 10%の消費税を受け取っていますのでそれを政府を経由して輸出業者に戻したことになります。

そして、政府の歳入は 0円になります。

3) さて問題の非課税です。保険診療に限って論じます。図 3

病院が材料を仕入れるとき病院は 10%の消費税を支払っています。ところが、病院は患者から消費税を受け取れません。非課税だからです。すると帳簿上材料費の消費税は全て病院が負担することになります。診療報酬が押しえられ利益率の低い病院が負担できるはずがありません。そこで財政当局が甘い言葉をささやきます。「病院がお困りにならないように消費税分を診療報酬に上乘せしましょう。」医療業界は患者さんが消費税を払わなくても良いのなら、診療報酬の上乘せで病院の負担にならないのならと受け入れてきました。

ささやかな抵抗を試みはしました。「日本医師会は、平成 6 年 (1994 年) 10 月から平成 25 年 (2013 年) 8 月まで、医療に係る消費税非課税の取り扱いに対して、課税取引に転換をしてゼロ税率や軽減税率とすることを要望しましたが、財政当局の分厚い壁に阻まれ、実現には至りませんでした。」※日本医師会医業経営支援課

我々は非課税の美名に隠れた消費税のトリックに騙され続けてはなりません。

財政当局の分厚い壁が消費税率 0%を拒否し、非課税に固執するのは仕入税額控除をしなくてよい、病院に材料を納入した業者が病院から受け取り政府に納めた消費税を病院に還付しなくてもよいからです。

更に、診療報酬の上乗せ分を支払うのは患者負担分と保険者負担分です。しかも保険者負担分は保険加入者の負担です。

つまり非課税の美名のもとにちゃっかり病院の仕入税額を政府のポケットに入れその負担は国民に課しているのです。輸出業者消費税率 0%の場合には政府の歳入は 0 円であるのに対し、非課税の病院の場合は病院が納入業者に支払いその業者が政府に納めた消費税 10%が政府の歳入として計上されたままです。誰かの黒字は誰かの赤字です。

診療報酬非課税とは病院の仕入れ消費税率 10%、病院の付加価値税率*0%*という事です。数学的にはそういう事です。消費税率 10%と比べて非課税として政府の減収になるのは病院の付加価値に対する 10%だけです。国民、患者負担の軽減に寄与するのも病院の付加価値の 10%だけです。それどころか国民は病院の仕入に対する消費税 10%(病院の仕入税額)に見合った診療報酬の上乗せ分を負担させられているのです。非課税が聞いてあきれるところです。

消費税を受け取れないなら消費税率は 0%です。数学の問題として当たり前です。診療報酬に消費税を課せられないなら消費税率 0%として仕入税額を控除、還付するのが当然のことです。

さらに輸出企業にとって設備投資の際の消費税も仕入税額控除出来るのです。したがって医療費の消費税率が 0%となれば高額な医療機器や老朽化した施設の建て替えのための消費税も還付され、日本の医療が充実することは間違いありません。

*付加価値:売値から仕入れ値をひいた差益

付加価値税:付加価値(上記)に対する税金=受け取った消費税-支払った仕入消費税額

消費税:付加価値税の合計=商品価格 x 消費税率

付加価値税率=消費税率

追記

食品の消費税減税によって 5 兆円の税収減になると報道されているので食品の消費税減税はおそらく消費税率 0%になり、非課税になるのではないと思います。メディアは言葉の定義をはっきりとして食品非課税などと間の抜けた表現を厳に謹んでもらわなければなりません。

食品の消費税率 0%の議論が保険診療の消費税非課税のトリックを暴くきっかけになればと思います。

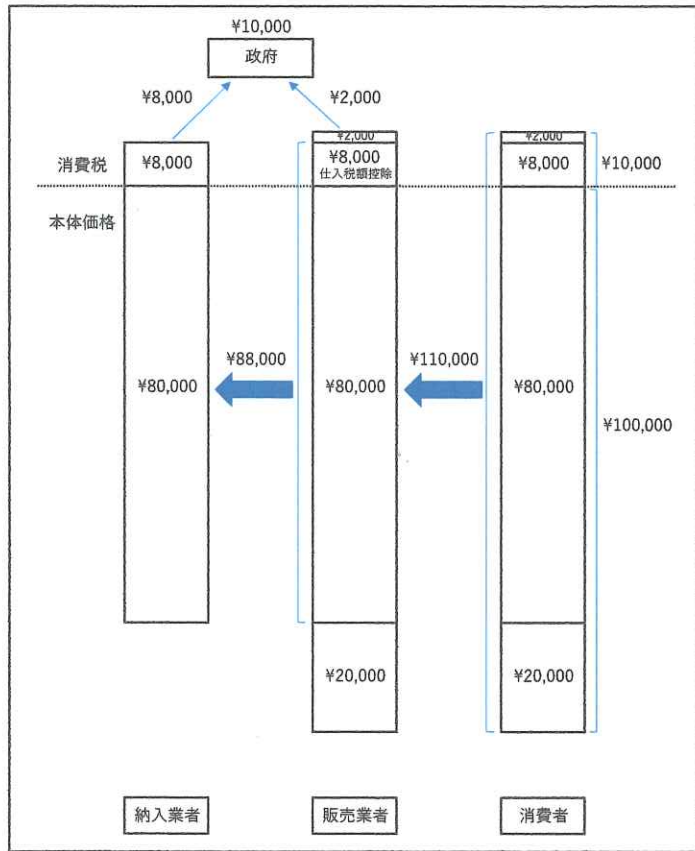


図1 国内取引（消費税率10%）

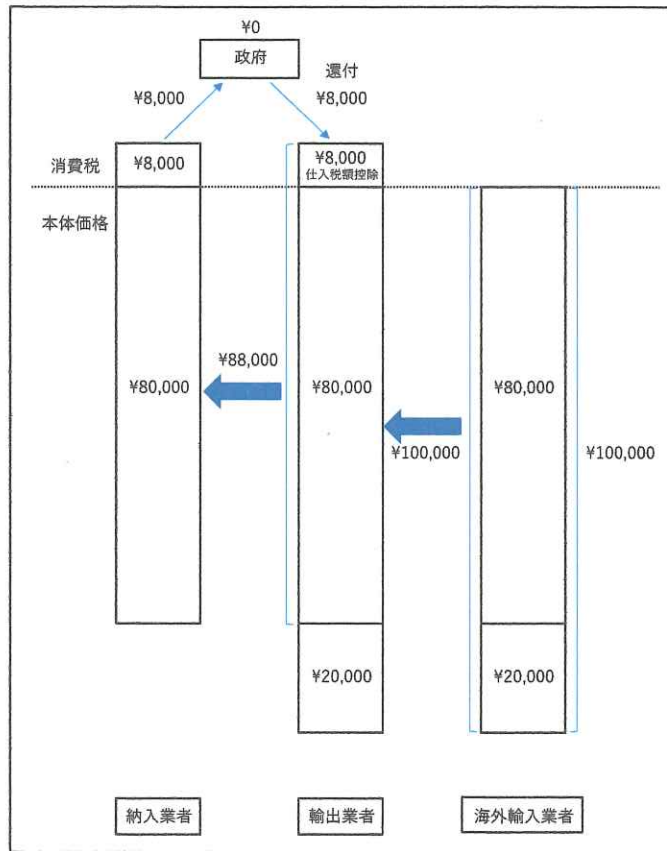


図2 輸出（消費税率0%）

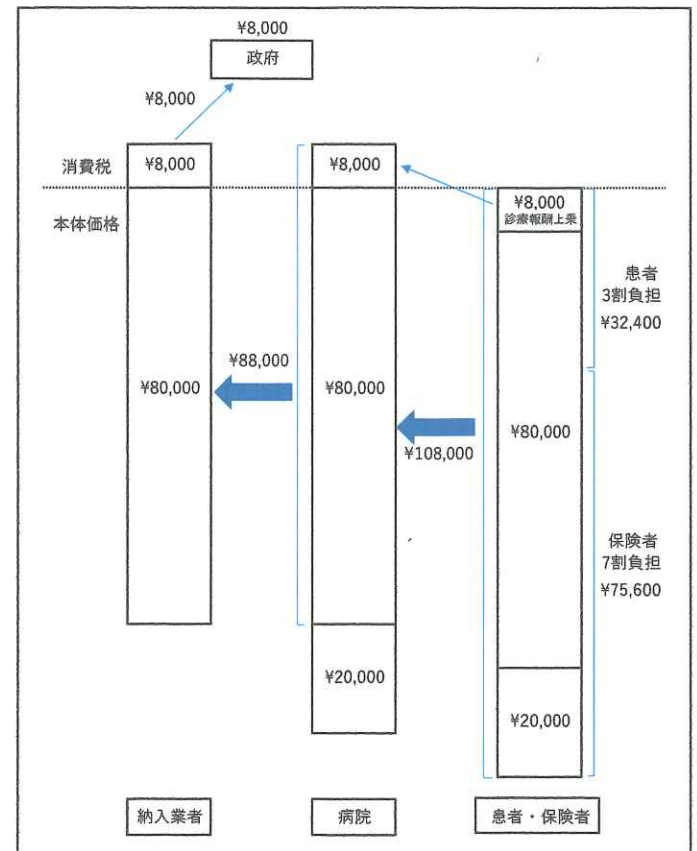


図3 保健医療費（消費税非課税）